

毎週火、金曜日発行(但休日にあたることは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

### ◆規則

規則 鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する

規則 鳥取県立歯科衛生士学院学則

## 規則

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年四月十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第十八号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則(昭和三十一年六月鳥取県

(外国语)

規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三章を次のように改める。

第三章 修業教科目及び単位数並びに履修方法  
(修業教科目等)

第五条 修業教科目及び単位数並びに履修方法は、別表によるものとする。

別表を次のように改める。

別表 修業教科目及び単位数並びに履修方法  
(一般教育科目)

一 修業教科目及び単位数並びに履修方法

自然科学	社会科学	人文科学	系 列	教 科 目	单 位 数	時 间 数
統生	経社	文倫				
計物	済会	理				
学学	学学	学学				
二二	二二	二二				
三〇〇	三〇〇	三〇〇				

音圖體  
画工育作樂

二 蘆修方法

卒業資格を得るには、次の各号に掲げる教科目及び単位数を履修しなければならない。

二 (外國語) に関する演習 四単位  
三 (体育) に関する講義及び実技 それぞれ一単位  
四 (専門科目甲類) で掲げる改科目 同義単位改編

## に掲げる単位数

第八号様式を次のように改める。

第一号

児童福祉法施行令第十三条第一項第一号の規定により、指定された保母を養成する施設において所定の科目を修めて卒業した者であることを証明する。

昭和年月日

鳥取県倉吉市海田三一九の二

鳥取県立保育専門学院

卷一百一十五

則

の規則は、公布の日から施行す

の規則施行の際、現に在学する

以前の入学生に係る修業教科目及び単位数並びに履修方法については、昭和三十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

鳥取県立保育専門学院

二十一年十一月十六日厚生省告

四

規制共、公布の由から施行せ

の規則施行の際、見て在学する

の入学生に係る修業教科目及

云ひつゝでは、昭和三十九年

は、なお従前の例による。

第八号稿

卷之五

昭和三十八年四月十日

第一章 総則

第一条 鳥取県立歯科衛生士学院（以下「学院」とい

う。）は、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）

第二条に規定する歯科衛生士になろうとする女子に對

して必要な知識及び技能を授けることを目的とする。

（修業年限及び定員）

第二条 学院の修業年限及び定員は、次の各号のとおりとする。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 学年及び休日（第三条・第四条）

第三章 学科目及び授業時間数（第五条）

第四章 入学、休学、復学及び退学（第六条—第十五

条）

第五章 試験及び卒業（第十六条—第十九条）

第六章 雜則（第二十条—第二十二条）

附則

第三条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

1 第一学期 四月一日から七月三十一日まで

2 第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

（学年及び学期）

第二章 学年及び休日

一 修業年限 一年

二 定員 二十名

（入学及び休暇）

三 第三学期一月一日から三月三十一日まで

（休日及び休暇）

第四条 休日及び休暇は、次の各号のとおりとする。

ただし、鳥取県立歯科衛生士学院長（以下「学院長」

といふ。）が必要と認めるときは、休日又は休暇中であつても授業を行なうことができる。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）第二条に規定する日

二 日曜日

三 夏期休暇 八月一日から八月二十五日まで

四 冬期休暇 十二月二十五日から翌年一月十日まで

（学科目及び授業時間数）

第三章 学科目及び授業時間数

第五条 学科目及び授業時間数は、別表のとおりとする。

（入学資格）

第四章 入学、休学、復学及び退学

第六条 学院に入学することのできる者は、次の各号のとおりとする。

（入学資格）

第六条 学院に入学することのできる者は、次の各号のとおりとする。

四 健康診断書

五 写真（入学願書提出前六月以内に撮影した脱帽正

面半身の名刺型のもの）

六 身上調書（様式第二号）

00450

（第3種郵便  
物 記 可）

5 昭和38年4月10日 水曜日 鳥取県公報（号外）第32号

00449

（第3種郵便  
物 記 可）

昭和38年4月10日 水曜日 鳥取県公報（号外）第32号

4

00452

00451

## (入学試験)

第八条 入学試験は、次の各号に掲げる試験及び検査とする。

## 一 学科試験(一般社会・国語・生物)

## 二 口頭試問

## 三 身体検査

## (誓約書)

第九条 入学を許可された者は、学院長が定める期限内に誓約書(様式第三号)を保証人と連署のうえ学院長に提出し、かつ、学院長が指定する入学の期日に出頭しなければならない。

2 前項の定期限までに、入学に必要な手続きができるない者又は同項の入学期日に出頭できない者は、当該入学期日から五日以内にその旨を学院長に届け出なければならない。

3 保証人は、県内に居住し、独立の生計を営む成年者であつて、入学を許可された者の身上に関し一切の責任を負うものとする。

4 保証人が、その資格を失なったときは、新たに保証人を定め、すみやかに誓約書を再提出しなければならない。

## (入学許可の取消し)

第十一条 学院長は、入学を許可された者が次の各号の一に該当するときは、入学の許可を取り消すことができる。

一 不正の手段により入学を許可されたとき。

二 前条第二項に規定する届出を同項に定める期限内にしないとき。

(欠席の届出)

第十二条 病気その他やむを得ない理由により引き続き一月以上修学することができない者は、学院長に願い出て休学の許可を受けなければならない。

## (休学)

第十三条 病気その他やむを得ない理由により引き続き一月以上修学することができない者は、学院長に願い出て休学の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、願書に保証人と

連署のうえ理由書(病気の場合にあつては、医師の診断書)を添えて学院長に提出しなければならない。

## (復学)

第十四条 休学中の者が、復学しようとするときは、願書に保証人と連署のうえ理由書(休学の理由が病気の場合にあつては、医師の治ゆ証明書)を添えて学院長に提出しなければならない。

(退学)

第十五条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、学院長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、願書に保証人と連署のうえ理由書(病気の場合にあつては、医師の診断書)を添えて学院長に提出しなければならない。

第十六条 休学期間が一年以上にわたる者

四 休学期間が一年以上にわたる者

第五章 試験及び卒業

(試験)

第十七条 学院長は、前条に規定する試験の成績及び実習の成績により学業成績を評定し、卒業させることを適當と認めた者に対して、卒業証書(様式第四号)を授与する。

第十八条 学業成績について、六十点未満の学科目が一以上ある者は、卒業することができない。

第十九条 別表の授業時間数の三分の一以上授業を受けなかつた者は、卒業することができない。

第一 正当な理由がないのに出席が常でない者

二 学業成績が不良で卒業の見込みのない者

三 学院の秩序を乱した者

(表彰)

第六章 雑則





13 昭和38年4月10日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第32号 (第3種郵便物認可)

昭和38年4月10日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第32号 (第3種郵便物認可) 12

### 鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の 申込みについて

昭和三十七年度の鳥取県公報購読期間は、来る三月三十一日で満了となります。昭和三十八年度においても、引き続き購読を希望される方又は新規に購読を希望される方は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金（一部一箇月二百五十円。郵送料を含む。）を添えて三月二十九日午前中までに、広報文書課へお申し込み下さい。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日からの配布は行いません。

なお官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は、四月以後に県が発する納額告知書により納めることができます。

鳥取県公報購読申込書

昭和三十八年 月から昭和 年 月まで鳥取県

公報を 部購読したいので、購読料金 円也を添えて申し込みます。

昭和三十八年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、団体名及び代表者名◎)

印

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物  
発行日 火 金  
発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
価格 一部月額 二五〇円 (配達料共)